

信用格付業者等等向けの監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>III. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-2 業務の適切性</p> <p>III-2-1 業務管理体制の整備</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置</p> <p>① 信用格付業の業務に関して知り得た情報及び秘密の取扱いについて、具体的な基準を定め、役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該基準において、当該情報及び秘密について、信用格付業を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的に利用することを明確に禁止しているか。</p> <p>② 秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢となっているか。また、当該情報及び秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。</p> <p>(注) その他、システムリスク管理態勢の整備に向けた取組みについては、<u>総合指針「III-2-8 システムリスク管理態勢」</u>等に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>III. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-2 業務の適切性</p> <p>III-2-1 業務管理体制の整備</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置</p> <p>① 信用格付業の業務に関して知り得た情報及び秘密の取扱いについて、具体的な基準を定め、役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該基準において、当該情報及び秘密について、信用格付業を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的に利用することを明確に禁止しているか。</p> <p>② 秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定するとともに、秘密の管理のために、例えば、秘密へのアクセス管理、内部関係者による秘密の持ち出しの防止のための対策の策定、外部からの不正アクセスを防御するための情報管理システムの堅牢化などの方法により、秘密の漏えいの防止を図る態勢となっているか。また、当該情報及び秘密の管理状況を適時・適切に検証できる態勢となっているか。</p> <p>(注) その他、<u>顧客等に関する情報管理態勢の整備に向けた取組み</u>については、<u>総合指針「III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢」</u>等に準じて、<u>システムリスク管理態勢の整備に向けた取組み</u>については、<u>総合指針「III-2-8 システムリスク管理態勢」</u>等に準じて、<u>取り扱うものとする</u>。</p>